

○警察官等警棒等使用及び取扱い規範及び神奈川県警察警棒等使用及び取扱い細則の解釈及び運用について（概要）

（平成 14 年 5 月 1 日 例規第 33 号 神教発第 485 号 神装発第 190 号）
最終改正 平成 15 年 1 月 31 日例規第 4 号神装発第 36 号

このたび、警察官等警棒等使用及び取扱い規範(平成 13 年国家公安委員会規則第 14 号。以下「規範」という。)及び神奈川県警察警棒等使用及び取扱い細則(平成 14 年神奈川県警察本部訓令第 17 号。以下「細則」という。)の解釈及び運用について次のように定めたので、部下職員に周知徹底し、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 用語の定義(規範第 2 条関係)

- (1) 規範第 2 条第 2 項の「特殊警戒用具(警棒に類する用具のうち、武器に代えて使用することができるものとして警察庁長官が認めたものをいう。)」とは、別表に掲げるものをいう。
- (2) 規範第 2 条第 3 項の「凶悪な罪」に当たる罪とは、警察官等けん銃使用及び取扱い規範(昭和 37 年国家公安委員会規則第 7 号)第 2 条第 2 項に例示されている罪のほか、警察官等けん銃使用及び取扱い規範及び神奈川県警察けん銃使用及び取扱い細則の解釈及び運用について(平成 14 年 5 月 1 日 例規第 31 号、神教発第 482 号)に例示されている罪とする。

2 警棒等の使用(規範第 4 条関係)

- (1) 規範第 4 条第 1 項の「警棒等を有効に使用する」とは、警察官の職務執行に対して抵抗しようとする相手の機先を制してその手若しくは足を打ち、又は逃走しようとする犯人の足を払うなど犯人等に対して効果的に警棒等を使用することをいう。
なお、警棒等の使用により相手を負傷させた場合であっても、社会通念上必要かつ相当であると認められる限度内での使用であれば、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 35 条に規定する正当行為に該当し、違法性は阻却される。
- (2) 規範第 4 条第 2 項の「警棒等を武器に代わるものとして使用する」とは、警棒等により相手の頭部若しくは顔面等を打ち、腹部若しくは胸部等を激しく突き、又は肩を激しく強打するなど相手に対しけん銃を撃つことによる危害と同程度の危害を与えることが明らかに予想されるような警棒等の使用をいう。

3 報告(規範第 7 条、細則第 3 条関係)

細則第 3 条第 1 項及び第 3 項による報告は、原則として当該報告の内容に係る警察官が属する部門の所属長を経由して行うものとする。

4 警棒等の携帯(規範第 8 条関係)

規範第 8 条第 2 項の「警棒を使用する可能性のある職務に従事するとき」とは、武器に代わるものとして警棒を使用する可能性のある職務に従事するときのみならず、

自己の防護、警告、指示、制止等の手段として警棒を使用する可能性のある職務に従事するときを含むものとする。

附 則(平成 15 年 1 月 31 日例規第 4 号神装発第 36 号)

別表(1 関係)

省略